

「持続可能な窒素管理に関する行動計画（案）」に対する 御意見の募集（パブリックコメント）について

令和6年5月24日
環境省水・大気環境局環境管理課

持続可能な窒素管理に関する行動計画（案）について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和6年5月24日（金）から令和6年6月22日（土）までの間、御意見の募集（パブリックコメント）を行います。

1. 背景

窒素は、食料生産や工業生産等において重要な物質ですが、大気汚染、水域の富栄養化、地下水汚染など、多くの環境媒体に影響を及ぼしています。また、我が国は主な化学肥料の原料のほぼ全量を輸入しており、肥料の安定供給、経済・食料安全保障も課題です。国連環境総会（UNEA）における持続可能な窒素管理の決議では、過剰なレベルの栄養素、特に窒素及びリンは、水、土壌、大気の質、生物多様性、生態系の機能等に影響を及ぼすとした上で、窒素廃棄物を世界で2030年までに顕著に減少させるとの目標が示され、加盟国に対し、国家行動計画に関する情報の共有が推奨されています。

これを踏まえ、我が国において水・大気環境の保全・管理と、脱炭素、資源循環、自然共生との統合的アプローチにより、持続可能な窒素の管理によって社会や地域に貢献する取組を推進し、また、窒素の消費量の増加が著しいアジア地域の途上国等にも貢献するための「持続可能な窒素管理に関する行動計画」を策定することとしたため、広く国民の皆様からの御意見を募集することとします。

2. 意見募集の対象

（別紙）持続可能な窒素管理に関する行動計画（案）

3. 意見募集要領

（1）意見募集期間

令和6年5月24日（金）から令和6年6月22日（土）まで

（※郵送の場合は締切日必着）

（2）意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

①電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」から提出してください。

②郵送する場合

次の様式により提出してください。

〈意見提出様式〉

宛先： 環境省水・大気環境局環境管理課

件名： 持続可能な窒素管理に関する行動計画（案）に対する意見

住所：

氏名（企業・団体の場合は、企業名・団体名／部署名／担当者名）：

電話番号：

電子メールアドレス：

意見：

〈該当箇所〉 頁 行目

〈意見内容〉

〈意見の理由〉（根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

〈注意事項〉

- ・意見は日本語で提出してください。
- ・郵送の場合は、A4版の用紙にて提出してください。
また、封筒の表面に「持続可能な窒素管理に関する行動計画（案）に対する意見」と記載してください。
- ・電話や匿名での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

〈宛先〉

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省水・大気環境局環境管理課 宛て

4. 資料の入手方法

(1) インターネットの場合

電子政府の総合窓口 [e-Gov] <https://www.e-gov.go.jp/>

(2) 郵送の場合

郵送による送付を希望される方は、210円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（A4版の冊子が折らずに入るサイズのもの）を同封の上、「『持続可能な窒素管理に関する行動計画（案）』に対する意見募集関係資料希望」と封筒表面に明記し、上記3.（2）②の郵送する場合の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

5. 注意事項

- ・御提出いただきました意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・記入漏れ、本要領に即して記入されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきます。
- ・皆様から頂いた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了

承願います。

- ・御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別し得る記述がある場合又は法人等の権利等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくこともあります。

6. 問合せ先

環境省水・大気環境局環境管理課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

T E L : 03-3581-3351 (内線 25676)